

# 公立大学法人前橋工科大学授業料等の免除等に関する規程

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第86号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人前橋工科大学授業料等徴収規程（平成25年規程第85号）第10条の規定に基づき、授業料及び入学料の減額又は免除（以下「減免」という。）並びに授業料の徴収の猶予及び分割徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学料及び授業料の減免等)

第2条 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「支援法」という。）に基づき、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学が困難であるものに対して行う入学料及び授業料の減免を受けようとする者は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書により、理事長に申請するものとする。

2 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「支援法施行規則」という。）第11条第6項の規定により、在学中に継続して授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免に係る継続願により、理事長に申請するものとする。

3 前2項の規定による減免以外の減免等を受けようとする者は、入学料の減免にあつては入学料減免申請書により、授業料の減免、徴収の猶予又は分割徴収にあつては授業料減免等申請書により、理事長に申請するものとする。

4 前3項の規定による申請を行った者については、減免、徴収の猶予又は分割徴収をする旨又はしない旨の決定があるまでは、入学料又は授業料の徴収を猶予する。

5 入学料の減免又は授業料の減免若しくは徴収の猶予をする旨の決定（入学料又は授業料の全額を免除する旨の決定を除く。）を受けた者及び減免又は徴収の猶予をしない旨の決定を受けた者は、納付すべき入学料又は授業料を理事長が指定する期日までに納付しなければならない。

(入学料の減免の対象者)

第3条 入学料の減免は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 支援法第8条第1項により、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があると認められるもの

(2) 入学手続前1年以内において、学資負担者が死亡し、経済的理由により入学

料の納付が困難であると認められる者（支援法に基づく減免の対象となる者を除く。次号において同じ。）

(3) 入学手続前1年以内において、学資負担者が天災その他の災害により被災し、入学料の納付が困難であると認められる者

(4) 前3号に掲げる者のほか、理事長が特に減免の必要があると認める者  
(授業料の減免等の対象者)

第4条 授業料の減免は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。ただし、新たに入学した者（第1号及び第6号に該当する者を除く。）に係る入学した年度の前期分の授業料については、減免を行わない。

(1) 支援法第8条第1項により、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認められるもの

(2) 本学の大学院生であって、学資負担者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者及び要保護者に準じる程度に困窮していると認められる者

(3) 納付期限前6か月以内において、学資負担者が天災その他の災害により被災し、授業料の納付が困難であると認められる者（支援法に基づく減免の対象となる者を除く。次号において同じ。）

(4) 納付期限前6か月以内において、学資負担者が死亡し、授業料の納付が困難であると認められる者

(5) 私費外国人留学生（外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の表の留学の在留資格を認められた者をいう。）のうち、国費外国人留学生及び外国政府派遣の留学生以外のものをいう。）で、授業料の納付が困難であると認められる者

(6) 前各号に掲げる者のほか、理事長が特に減免の必要があると認める者

2 前項第2号から第6号までの規定により減免の対象となる者は、学業成績、人物ともに優秀であると認められるものでなければならない。

3 授業料の徴収の猶予又は分割徴収の対象とする者は、減免の対象とする者に準じた家計状況にある者で、理事長が別に定める基準を満たしたものとする。

4 前3項の規定による減免等については、合理的な理由がなく独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金を申請しない者及び特別な理由がなく正規の終業年限を超えて在学している者は、対象としない。

(減免等の決定)

第5条 理事長は、第2条の規定による申請があったときは、その書類を審査して入学料の減免又は授業料の減免等を決定し、支援法に基づく決定の場合は授業料等減免認定結果通知書により、それ以外の決定の場合は入学料減免決定通知書又は

授業料減免等決定通知書により通知するものとする。

(減額の額)

第6条 支援法に基づき行う入学料及び授業料の減額の額は、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号。以下「支援法施行令」という。）第2条第2項に規定する減免額算定基準額に応じ、 $\frac{2}{3}$ の額又は $\frac{1}{3}$ の額とする。

2 支援法に基づき行う減額以外の減額は、次のとおりとする。

(1) 入学料の減額の額は、半額とする。

(2) 授業料の減額の額は、各納期に納付すべき授業料の半額とする。ただし、理事長が特別に認めた場合は、この限りでない。

3 理事長は、支援法施行規則第14条の規定により、支援法施行規則第13条の規定による収入額及び資産額等の判定の結果、授業料の減免額を変更すべきときは、毎年10月に当該減免額の変更を行うものとする。

4 第1項において減額の対象とする額は、第2項の規定による減額を行った後の入学料又は授業料の額とする。

(学業成績の判定通知)

第7条 理事長は、支援法施行規則第12条の規定により、支援法に基づく授業料の減免対象者について学業成績の判定を行った場合は、適格認定における学業成績の判定結果通知書により通知するものとする。

(収入額及び資産額等の判定通知)

第8条 理事長は、支援法施行規則第13条の規定により、支援法に基づく授業料の減免対象者について収入額及び資産額等の判定を行った場合は、適格認定における収入額・資産額の判定結果通知書により通知するものとする。

(授業料減免の期間等)

第9条 支援法に基づき行う授業料の減免の期間は、支援法施行令第3条の定めるところによる。

(分割徴収の納付期限)

第10条 授業料の分割徴収を決定された者は、それぞれ次に掲げる期日までに、その期に納付する全額の $\frac{1}{2}$ の額を分割して納めなければならない。

(1) 前期 5月31日及び7月31日

(2) 後期 11月30日及び翌年1月31日

(徴収の猶予の方法)

第11条 授業料の徴収の猶予は、当該期ごとに徴収する授業料について、納付期限の延長により行う。

2 徴収の猶予を許可される期間は、前期又は後期の授業料の納付期限日から起算し

てそれぞれ3か月以内とする。

(辞退)

第12条 授業料の減免等を受けた者(支援法に基づく減免を受けた者を除く。)で、その事由がなくなり減免等の必要がなくなったものは、直ちに授業料減免等事由消滅届を理事長に提出しなければならない。

(取消し等)

第13条 入学料の減免を受けた者の申請事由に虚偽の事実が判明したときは、減免を取り消すものとする。

2 授業料について、前条の規定による提出があった場合又は減免等を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、減免等を取り消すものとする。

(1) 授業料減免等申請書又はこれに添付した書類に虚偽の記載をした場合

(2) 懲戒処分を受けた場合(支援法に基づく減免を受けた者にあつては、退学又は停学(期間の定めがないもの又は3か月以上の期間のものに限る。)の処分を受けた場合)

(3) 納付期限を守らない場合

(4) 減免等を受ける事由がなくなった場合

(5) 支援法に基づく減免を受けた者で、その者の学業成績が、支援法施行規則第15条第1項第2号に規定する区分に該当する場合

3 理事長は、支援法施行規則第15条第1項の規定による授業料等減免対象者としての認定の取消しを行った場合は、認定取消通知書により通知するものとする。

4 理事長は、支援法施行規則第18条第1項の規定による授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を行った場合は、認定の効力停止に関する通知書により通知するものとする。

5 第1項及び第2項の規定による取消しをされた者並びに支援法施行規則第15条及び第16条の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消された者又は支援法施行規則第18条第1項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された者は、納付すべき入学料又は授業料を一括して理事長が定める期日までに納付しなければならない。この場合において、既にその一部を納付しているときは、その残額を納付しなければならない。

(入学料の返還)

第14条 公立大学法人前橋工科大学授業料等徴収規程(平成25年規程第85号)

第11条ただし書の規定により、理事長は、入学した年度の前期授業料について支援法に基づく減免を決定した場合(入学した月以後に生計維持者(支援法施行規則第10条第4項に規定する生計維持者をいう。)の家計が急変したことにより減免を決定した場合を除く。)は、納付された入学料を返還する。

(書類の様式)

第15条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
  - (2) 授業料減免に係る継続願
  - (3) 入学料減免申請書
  - (4) 授業料減免等申請書
  - (5) 授業料等減免認定結果通知書
  - (6) 入学料減免決定通知書
  - (7) 授業料減免等決定通知書
  - (8) 適格認定における学業成績の判定結果通知書
  - (9) 適格認定における収入額・資産額の判定結果通知書
  - (10) 授業料減免等事由消滅届
  - (11) 認定取消通知書
  - (12) 認定の効力停止に関する通知書
- (その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、授業料等の免除等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月31日規程第18号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の入学料及び授業料に係る減免の申請手続（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づくものに限る。）に関する規定は、令和2年度に入学する者の入学料及び同年度の授業料に係る減免の申請手続について適用する。